

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の制定について

平成 18 年 11 月 21 日

保 健 福 祉 部

1 制定の趣旨

75 歳以上の者等を対象とする「後期高齢者医療制度」の運営主体となる広域連合については、知事の設置許可を得て、平成 19 年 2 月の設立を予定している。

県内各市町村は、それぞれの 12 月議会の議決を経て、協議により岩手県後期高齢者医療広域連合規約を定める必要がある。

2 岩手県後期高齢者医療広域連合規約案の概要

- (1) 広域連合の名称 岩手県後期高齢者医療広域連合
- (2) 組織及び区域 岩手県内の全市町村で組織し、県内を区域とする。
- (3) 処理する事務等 市長総数 35 (市 13、町村 22)

ア 被保険者の資格の管理及び 医療給付に関する事務

イ 保険料の賦課に関する事務

ウ 保健事業に関する事務 (健康教育、健康診査など)

エ 広域計画の策定その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

ただし、当該事務のうち、次の事務は、関係市町村で行う。

- ① 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- ② 被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付
- ③ 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- ④ 保険料に関する申請の受付

(4) 議会の組織

ア 議員の定数 20 人 (市町村長 10 人、市町村議会議員 10 人)

イ 選挙の方法

- ① 市町村長については、すべての市長若しくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の 6 分の 1 以上の推薦のあった者を候補者とする。
- ② 市町村議会議員については、すべての市議会若しくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議会の議員の定数の総数の $\frac{20}{(257人)}$ 以上の推薦のあった者を候補者とする。 (38人)
- ③ 関係市町村の議会で選挙し、当選人は、得票総数の多い者から定数に達するまでの者とする。

ウ 議員の任期は、当該関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

(5) 執行機関の組織

ア 広域連合長，副広域連合長及び会計管理者を置く。

イ 広域連合長，副広域連合長は，広域連合議員と兼ねることができない。

(6) 執行機関の選任の方法

ア 広域連合長は，関係市町村の長のうちから，投票で選挙する。

イ 副広域連合長は，関係市町村の長のうちから，広域連合長が議会の同意を得て選任する。

(7) 選挙管理委員会

選挙管理委員会を置く。(4人の委員で組織)

(8) 監査委員

2人(識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人)

(9) 経費に係る各市町村の負担金は，次の割合とする。

均等割 10%，人口割 50%，後期高齢者人口割 40%

(10) 施行期日 平成 19 年 2 月 1 日 (設立)

3 今後のスケジュール (予定)

平成 19 年 2 月 広域連合設立 (県知事)，広域連合長選挙

平成 19 年 3 月 広域連合議会議員選挙

平成 19 年 4 月 広域連合議会臨時会 ※正副議長選出，広域連合に係る条例の制定，平成 19 年度予算専決処分の承認等

平成 19 年 11 月 広域連合議会定例会 ※保険料に関する条例の制定，平成 18 年度決算の承認

※ 規約 (案) については別紙参照。

別紙

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（案）

（広域連合の名称）

第1条 この広域連合は、岩手県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、岩手県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（広域連合の区域）

第3条 広域連合の区域は、岩手県の区域とする。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の作成する広域計画の項目）

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

（広域連合の事務所の位置）

第6条 広域連合の事務所は、盛岡市内に置く。

（広域連合の議会の組織）

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市町村長 10人
- (2) 市町村議会議員 10人

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の推薦のあった者を候補者とする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる者 すべての市長若しくは町村長をもって組織する団体又は関係市町村の長の総数の6分の1以上の者

(2) 前条第2項第2号に掲げる者 すべての市議会若しくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議会の議員の定数の総数の20分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、関係市町村の議会において選挙するものとする。

3 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の規定の例による。

4 広域連合議員の当選人は、関係市町村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が当該関係市町村の長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

（広域連合の執行機関の任期）

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

（補助職員）

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

（選挙管理委員会）

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町村の負担金

(2) 事業収入

(3) 国及び岩手県の支出金

(4) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、岩手県自治会館において行うものとする。

4 補助職員に係る第14条の規定の適用については、この規約の施行の日から平成19年3月31日までの間、同条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」とする。

別表第1（第4条関係）

- (1) 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

1 共通経費

区 分	負 担 割 合
均 等 割	10%
人 口 割	50%
後期高齢者人口割	40%

2 医療給付に要する経費
高齢者医療確保法第98条の規定により関係市町村の一般会計において負担すべき額

3 保険料その他の納付金
高齢者医療確保法第105条の規定により関係市町村が納付すべき額
関係市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

備考

- 1 均等割については、当該年度の10月1日現在における市町村数による。
- 2 人口割については、当該年度の10月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録原票に基づく人口による。
- 3 後期高齢者人口割については、当該年度の10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく75歳以上の人口数並びに高齢者医療確保法第50条第2項の規定による認定を受けた者の数による。
- 4 共通経費の区分及び負担割合については、制度の実施状況、社会経済の情勢の推移及び関係市町村の状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。